

2024年5月23日

滋賀県知事 三日月大造様

日本共産党滋賀県地方議員団  
団長 節木三千代

## 国民健康保険税・料に関する緊急申し入れ

滋賀県内市町の令和6年度国民健康保険税・料率などが示されました。彦根市は今月中に国保運営協議会が開かれる予定になっていますが、すでに確定した18市町の状況をみると12市町が前年度と比べて「引き上げ」です。草津市など6市町が据え置きとなっているものの、令和9年度までに大幅な引き上げは必至といわれています。それは滋賀県が第三期の国民健康保険運営方針の中で「令和9年度から県内市町の税・料率を統一する」ことを前提に、「納付金」「標準保険料」を引き上げているからです。国や県からの公的支援がない限り、国保加入者の負担増とならざるを得ない状況です。以前は、国保加入者の負担軽減のために、地方自治体が独自に一般会計からの繰り入れを行い対応してきましたが、都道府県単位化によって、それが規制されてしまいました。国保の構造的危機は、都道府県単位化によって、より深刻さを増しています。これでは「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」(国保法第一条)根底が損なわれかねない事態です。いまこそ、第四条に示されている、国・都道府県及び市町村の責務を果たすべく、抜本的な対策を講ずるべきです。よって以下の点について、緊急に申し入れるものです。

- ① 国民健康保険特別会計に対し、国の財政支援の抜本的な強化を求めること。
- ② 滋賀県としても一般会計からの繰り入れを行い、県が市町に求める「納付金」を引き下げ、標準保険料を引き下げること。
- ③ 第三期国保運営方針で示している「令和9年度から県内市町の税・料率の統一」は、一旦凍結すること。また令和11年度までを「移行期間」としているが、納得と合意のない一方的な「統一」は行わないこと。
- ④ 議論を進めるためには、令和9年度に想定している「納付金」「標準保険料」のシュミレーションを明らかにし、どうすれば「健全な国保運営」を継続することができるのか、県と市町、また国保運営協議会で、十分な検討を行うこと。またそれらの内容を県民に公開すること。
- ⑤ 他の医療保険にはない「均等割」を抜本的に見直すこと。特に18歳までの子どもに係る「均等割」については、現行の「就学前まで半額公費負担」を拡充するよう国に働きかけを行うこと。また地方自治体独自の施策として行う支援策は認めること。
- ⑥ 政府が狙う「子育て支援の財源確保策として、保険料に上乘せ」することは、絶対に行わないこと。
- ⑦ 現行保険証を今年12月に廃止する方針は撤回するよう国に求めること。

以上。